鳥取県告示第 596 号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 7 月 13 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の	居宅介護事業所	居宅介護事業所	居宅介護事業	指定年月日	
	所在地	の名称	の所在地	の種類		
医療法人社団	米子市皆生温泉	医療法人社団ひ	米子市皆生温泉	訪問看護	平成 19 年 6	
ひだまりクリ	二丁目20-31	だまりクリニッ	二丁目20-31		月1日	
ニック		ク				
"	n.	n.	II	居宅療養管理	11	
				指導	"	

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の 所在地	介護予防事業所 の名称	介護予防事業所 の所在地	介護予防事業 の種類	指定年月日
医療法人社団 ひだまりクリ ニック	米子市皆生温泉 二丁目20-31	医療法人社団ひ だまりクリニッ	米子市皆生温泉 二丁目20-31	介護予防訪問 看護	平成 19 年 6 月 1 日
ıı ıı	11	11	"	介護予防居宅 療養管理指導	II

3 居宅介護支援事業者

名称	主たる事務所の所 在地	居宅介護支援事業所 の名称	居宅介護支援事業 所の所在地	指定年月日
有限会社ライブ	米子市新開一丁目	有限会社ライブアシ	米子市新開一丁目	平成 19 年 6 月 19
アシスト	4-20	スト	4-20	日